

群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門規程

平成28. 4. 1 制 定

改正 令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

令和 7.10. 1 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学研究・産学連携推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門（以下「部門」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 部門は、群馬大学（以下「本学」という。）の学術研究に必要な研究戦略を策定し、先端研究及びプロジェクト型研究を推進し、本学の研究成果を地域社会に広く還元することを目的とする。

(組 織)

第3条 部門に、高度研究戦略室を置く。

2 高度研究戦略室に関し必要な事項は別に定める。

(業 務)

第4条 部門は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学術研究の戦略及び推進に関すること。

(2) その他部門の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第5条 部門に、部門長を置く。

2 部門に副部門長を置くことができる。

(部門長等)

第6条 部門長は学長が指名する本学の教員をもって充てる。

2 部門長は部門の業務を掌理する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前条第2項の規定に基づき置く副部門長は、学長が指名する本学の教員をもって充て、部門長を補佐する

5 副部門長の任期は、部門長の任期を超えることはできない。

(会 議)

第7条 部門の円滑な運営を図るため、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門会議（以下「部門会議」という。）を置く。

2 部門会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 部門会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 部門長

(2) 高度研究戦略室長

- (3) 研究・産学連携推進機構の主担当を命ぜられた教員のうち部門を担当する者
 - (4) 共同教育学部，情報学研究科，医学系研究科，保健学研究科及び理工学府から選出された教員 各1人
 - (5) 生体調節研究所から選出された教員 1人
 - (6) その他部門長が必要と認めた者 若干人
- 4 部門会議に議長を置き，部門長をもって充てる。
 - 5 議長が必要と認めたときは，第3項各号以外の者を部門会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 部門の事務は，関係部課等の協力を得て，研究推進部研究推進課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は，学長が行う。

附 則

- 1 この改正は，令和7年10月1日から施行する。
- 2 群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター内規（平成24年4月1日制定）は，廃止する。
- 3 群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター利用要項（平成19年12月1日制定）は，廃止する。
- 4 群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター依頼分析取扱規程（平成19年6月1日制定）は，廃止する。
- 5 群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター依頼分析取扱細則（平成19年6月1日制定）は，廃止する。

附 則

この改正は，令和8年4月1日から施行する。